

高額医療・高額介護合算療養費制度について

同じ医療保険の世帯内で、1年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担の合計が限度額(下表参照)を超えた場合、申請すると超えた分が支給されます。

町の国民健康保険又は後期高齢者医療制度の加入者で支給の対象となる方には、申請の通知を送付しています。通知が届いた方は、申請の手続きをしてください。

世帯の年間での自己負担限度額 【年額 平成22年8月～平成23年7月】

所得区分		後期高齢者医療制度 + 介護保険	国民健康保険又は被用者保険(職場の医療保険) +介護保険	
			70～74歳	70歳未満
現役並み所得者		67万円	67万円	126万円
一般		56万円	56万円	67万円
低所得者 [住民税非課税世帯]	Ⅱ(I以外)	31万円	31万円	34万円
	I(所得なし)	19万円	19万円	

※支給額が500円以下となる場合や、医療・介護いずれかの自己負担額が0円の場合は、支給の対象となりません。同一世帯内でも、医療保険が異なる世帯員の自己負担額は合算できません。

■申請について／支給申請は、平成23年7月31日時点に加入していた医療保険に行います。

- ・被用者保険(職場の医療保険)に加入されている方は、介護保険担当(☎991-1886)で「自己負担額証明書」の交付を受けた上、職場などを通じて各医療保険に申請してください。
- ・平成22年8月から平成23年7月までの間に他市町村から転入された方は次の①の書類を、同じ期間に他の医療保険制度から町の国民健康保険又は後期高齢者医療制度に移られた方は次の②の書類を添付して、住民ほけん課に申請してください。

①転入前の介護保険及び医療保険が発行した「自己負担額証明書」

②以前加入していた医療保険が発行した「自己負担額証明書」

総務課のお知らせ

「石川遼まっぶし応援団」 平成24年会員を募集します!

男子プロゴルフ界で、活躍を続ける松伏町在住のプロゴルファー・石川遼選手をみんなで応援しましょう。

■会員資格／原則、町内在住・在勤・在学で趣旨に賛同した方

■期間／入会の日から12月31日まで(毎年更新あり)

■費用／

◎一般会員 入会金 3,000円 入会時は5,000円
年会費 2,000円

◎ジュニア会員 入会金 2,500円 入会時は3,500円
(中学生以下 までの方) 年会費 1,000円

◎賛助会員 年会費一口 5,000円(賛助会員は、
複数口の申込可。) 入会時は5,000円

■会員特典／①特製サンバイザー(ヨネックス製)②石川遼選手メッセージカード③会報の発行④特製カレンダー(会員更新時期に新規及び更新手続き者に配布。)

※賛助会員の特典は会員証と会報のみとなります。

■申込み／入会金、年会費を添えて秘書広報担当へ。

【松伏町名誉町民】後藤純男画伯

後藤純男美術館開館15周年記念 画業60年 後藤純男展の開催について

松伏町名誉町民である日本画家後藤純男画伯の後藤純男美術館開館15周年、画業60年を記念して下記のとおり展覧会が開催されます。

■日時／1月2日(月・祝振)～25日(水)

■場所／そごう美術館(横浜駅東口 そごう横浜店6階)住所：神奈川県横浜市西区高島2-18-1

■開館時間／午前10時～午後8時(1月2日は午前9時30分開館)

※入館は閉館の30分前まで

■入館料／大人900円、大学・高校生700円、中学生以下無料

■問合せ／☎045-465-5515(そごう美術館直通)